

将軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

——網吉期・吉宗期の比較とその後の変遷を中心に——

深井雅海

はじめに

- 一 六代家宣長男家千代の七夜祝儀における刀剣献上
- (一) 法令にみる献上規定
- (二) 献上の実際
- 二 九代家重長男竹千代の七夜祝儀における刀剣献上
- (一) 法令にみる献上規定
- (二) 献上の実際
- 三 法令にみる刀剣献上のその後の変遷
- おわりに

はじめに

大名家から将軍家への刀剣献上は、『寛政重修諸家譜』によると、その大半が、三代家光から七代家継時代の家督相続時と隠居時に集中している。^①つまり、大名家の代替わりに行われており、これは自主的な献上であった

将軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

た。当然のことながら、献上の時期は大名家により異なっていた。

では、大名家が幕府から命じられて、一斉に刀剣献上を行うのは、どのような場合であろうか。まず考えられるのは、将軍家の代替わりするときである。実際、延宝八年(二六八〇)七月二二・二三日の五代綱吉への「代替拝賀」、宝永六年(二七〇九)四月二・三日の六代家宣への「継統拝賀」、正徳二年(二七二二)二月一八日の七代家継への「承統賀」、享保元年(二七一六)六月二六・二七日の八代吉宗への「継統拝賀」の際、大名から、真の太刀の献上が行われている。しかし、これらの献上者は、徳川一門や溜詰・外様国持など特定の大名家に限られており、人数は二四〜二八名である。しかも、献上した太刀は、おおむね、代付け金一〇枚(以下金は略す)以下の価値の低いものであり、献上は形式化していたといえる。^②

こうしてみると、価値の高い刀剣を、多くの大名家が一斉に行う刀剣献上は、かなり限定されていたことがわかれる。その一つとして、本稿では、男子出生の際の刀剣献上をとりあげる。『御触書寛保集成』によると、その初見は慶安元年(二六四八)正月、三代家光の四男鶴松七夜祝儀の

ときの刀劍献上である。しかし、このとき出された法令では、一二万石以上、三〇万石以上、五〇万石以上の三つの階層に分かれた大名が、それぞれ、代付け一〇〇貫(五枚)内外、一五〇貫(七枚五両)内外、二〇〇貫(一〇枚)内外の、「腰物」(刀)・脇差のうち一つを献上するよう命じられている。³⁾すなわち、刀劍を献上する大名は一二万石以上に限られ、その刀劍は、代付け一〇枚以下の価値の低いものであった。

その後は、長男誕生のときの献上に改められ、⁴⁾六代家宣の長男家千代、九代家重の長男竹千代(のちの一〇代家治)の七夜祝儀の際、幕府は、献上の範囲を拡大し、比較的価値の高い刀劍の献上を求めている。本稿では、両者の刀劍献上の実態を究明し、両者の比較と、その後の変遷の状況について、明らかにしたい。

一 六代家宣長男家千代の七夜祝儀における刀劍献上

(一) 法令にみる献上規定

まず、男子誕生を想定して、宝永四年(一七〇七)四月と五月に発令された法令をみよう。

〔史料一〕『御触書寛保集成』一二二号

(一)

御若子様え献上御道具之覚

拾五枚より

貳拾五枚迄

御大小成共一腰成共、

拾万石より

貳拾九万石迄

貳拾五枚より

五拾枚迄

御大小成共一腰成共、

(二)

〔御腰物御拵之覚〕略)

(三)

〔御脇差御拵之覚〕略)

一此外献上之御祝儀物之儀ハ追て可相達候、

御大小にて

〔六拾枚より七拾枚迄〕

御拵之文言同

松平 加賀守

松平左京大夫

松平 摂津守

松平 出雲守

松平 大学頭

松平 能登守

松平 紀伊守

土岐 伊予守

松平 出羽守

尾張中納言殿

(四)

御若子様え被献上御道具之覚

御大小にて

八拾枚より百枚迄

右之外、被献上御祝儀物之儀ハ追て可相達候、

五拾枚より六拾枚迄

水戸中納言殿

中将殿よりハ御道具被献ニ不及候、

御道具之儀尾張殿と同事

紀伊 宰相殿

〔史料2〕『御触書寛保集成』二二二号

(一)

御若子様え

御産衣 五重

尾張中納言殿

同 断

紀伊 宰相殿

御産衣 三重

水戸中納言殿

右之通、御道具ニ相添可被献候、其外御樽肴等被献候儀ハ追て可相達候、

御若子様え

御道具一腰 二拾枚より
三拾五枚迄

水戸 中将殿

御産衣二重

右之通、可被献候、其外御樽肴等被献候儀ハ追て可達候、先日ハ御道具被献候ニ不及旨相達候得共、御道具一腰被献可然候、

(二)

覚

万石以上之面々 御若子様御産衣は不差上、御産衣代献上之筈ニ

候、右之員数其外御肴御樽代等献上之儀ハ追て可相達候、

御若子様え

御産衣 五重

松平 加賀守

同 二重

松平 肥後守

同 断

酒井 雅楽頭

將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

同 断

井伊 掃部頭

同 断

松平 讃岐守

同 断

松平 紀伊守

同 断 一重

土岐 伊予守

右之通、御道具相添可被献候、其外御樽肴等献上之儀ハ追て可相達候、

右の法令によると、生まれてくる男子に対し、御三家など特別な大名は刀剣に産衣を添え、他の大名は刀剣に産衣代を添えて、献上するように命じている。産衣は、家柄・役職などにより五重から一重まで差が設けられているが、刀剣についても、家柄や領知高に応じて差が付けられている。

すなわち、尾張・紀伊両家は、八〇〜一〇〇枚までの「大小」〓刀と脇差、水戸家は、五〇〜六〇枚までの刀と脇差、その世子は、二〇〜三五枚までの刀・脇差のうち一腰、加賀金沢の前田家は、六〇〜七〇枚までの刀と脇差である。ついで、以下の者は、史料上は前田家と同じ「大小」、刀と脇差を献上することになっているが、代付けの低さから、水戸家世子のごとく一腰と思われる。つまり、御三家の分家である、伊予西条・美濃高須・陸奥梁川・陸奥森山・常陸石岡(府中)の各松平家は、五〜一〇枚までの刀・脇差のうち一腰、將軍世子家宣の弟である上野館林の松平出羽守清武は五〜七枚までの刀・脇差のうち一腰である。また、京都所司代松平紀伊守信庸は七〜一〇枚まで、大坂城代の土岐伊予守頼隆は五〜七枚まで、の刀・脇差のうち一腰である(実際、これらの人々は刀・脇差のうち一腰を奉じている)。

そして、その他の大名は、一〇万石以上が刀剣の献上を求められている。これは領知高により二つに分かれ、一〇〜二九万石までは一五〜二五枚まで、三〇万石以上は二五〜五〇枚まで、の刀・脇差の両方か、そのうちの

一腰である。

かかる法令の内容に対し、大名たちは、男子誕生ののちどのように対処したのか、みてみよう。

(二) 献上の実際

法令が出された二ヵ月後の七月一日、江戸城西丸御殿において男子が誕生し、家千代と幼名が付けられた。生母は、家宣の側室右近(お古牟)である。そして、將軍綱吉から家千代に、則房の刀、来国光の脇差が贈られ

表1 宝永4年7月18日の刀剣献上(1)

家柄・高 領知	尾張・紀伊家	水戸家	水戸家世子	御三家分家	加賀前田家	70万石台	60万石台	50万石台	40万石台	30万石台	20万石台	10万石台	その他	計
100枚	2													2
70枚				1										1
55枚		1												1
50枚						1	1	2	1	5			1	11
35枚			1											1
25枚											6	4		10
23枚												1		1
22枚5両												3		3
22枚												1		1
20枚												8	1	9
18枚												2		2
17枚												2		2
15枚												5		5
10枚				5									1	6
7枚5両													2	2
7枚													1	1
5枚													1	1
計	2	1	1	5	1	1	1	2	1	5	6	26	7	59

註：宝永4年「年録」(国立国会図書館所蔵)、宝永5年「御林武鑑」(『大武鑑』3卷所収、大治社、1935年)、『新訂寛政重修諸家譜』により作成。

た。ついで、同月一八日に、西丸御殿にて、家千代の七夜祝儀が行われた。將軍からは、貞宗の刀、新藤五国光の脇差、産衣三〇重など、父の家宣からは、左文字の刀、来国光の脇差、産衣一五重などが贈与された。また、大名からは、刀剣が、産衣や産衣代銀を添えて、家千代に献上された。ただし、家千代は二ヵ月後の九月二八日に没している。⁽⁵⁾

表1は、宝永四年「年録」(国立国会図書館所蔵)などにより、大名の家柄・領知高と、献上した刀剣の代付けとの関係を見たものである。同表によると、尾張・紀伊両家、水戸家世子、御三家分家の五家、加賀金沢前田家、二〇万石以上の一六家は、それぞれ、指示された代付けの上限の刀剣を献上している。また、家宣の弟松平清武も、上限の七枚の刀剣を献じた(「その他」の内の七枚に該当)。これに対し、水戸家は、指示された枠内の中間の代付け五五枚の刀剣を、一〇万石台の大名二六家は、指示された一五〜二五枚の枠内のいずれかの代付けの刀剣を奉じた。

注意すべきは、法令で指示された大名以外の人物が、刀剣を献じていることである。表1の「その他」一名(松平清武)を除く六名が、それに該当する。代付けの高い順にみてみよう。五〇枚の献上者は、播磨明石城主の松平直常、領知高は六万石であり、本来は対象外である。備前政光の刀(二〇枚)と来国俊の脇差(三〇枚)を奉じた。二〇枚の刀剣を献じたのは、綱吉の側用人柳沢吉保の世子、吉里である。備前直則の刀(二三枚)と青江直次の脇差(七枚)を奉じた。一〇枚の光忠の刀を献上したのは、元老中の大久保忠朝である。七枚五両(二五〇貫)の刀剣を献じたのは二名、一名は綱吉の元側用人牧野成貞で左国弘の脇差を、もう一名は西丸奏者番の松平正久で備前助真の刀(五枚)と信貞の脇差(二枚五両)を奉じた。五枚の備前義清の刀を献上したのは、老中大久保忠増の世子忠方である。いずれも、

表3 宝永4年7月18日の刀剣献上(2)B

役職	老中	側用人	所司代	大坂城代	若年寄	計
代付け						
35枚		1				1
20枚	1					1
17枚5両	1					1
16枚		1				1
15枚	5	1				6
10枚		1				1
7枚					5	5
計	7	4			5	16

註：表1と同じ。

表2 宝永4年7月18日の刀剣献上(2)A

役職	老中	側用人	所司代	大坂城代	若年寄	計
代付け						
35枚		1				1
26枚		1				1
25枚	1					1
22枚5両	1					1
17枚		1				1
16枚	1					1
15枚	3	1				4
10枚			1		3	4
7枚				1	2	3
計	6	4	1	1	5	17

註：表1と同じ。

將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

光の刀(二〇枚)と備前光義(または長義)の脇差(一五枚)を献じた。ついで、老中の稲葉正往・大久保忠増両名、稲葉は備前信真の刀(二五枚)と則重の脇差(五枚)、大久保は信国の刀(二五枚)と基光の脇差(五〇貫〓二枚五両)を奉じた。他の五名の老中は、同額

徳川一門や、側用人・老中の世子、元側用人・老中、誕生御用掛である。つぎに、役職就任者の刀剣献上をみよう。法令で献上を求められたのは、既述したごとく、京都所司代の松平信庸と大坂城代の土岐頼隆の両名である。いずれも、上限の一〇枚と七枚の刀を奉じている(表2参照)。しかし実際には、老中・側用人・若年寄などの幕閣も、刀剣を献じた。幕閣の献上については、同じ宝永四年「年録」の中に二つの記載がみられ、若干の異がある。それを、表2・3に示した。いずれが正しいか不明であるが、格による序列などからすると、表3が順当と思われる。したがって、表3を基に叙述する。

代付けが最も高い刀剣を献上したのは、老中上座の側用人柳沢吉保である。備前長光の刀(二〇枚)と備前光義(または長義)の脇差(一五枚)を献じた。ついで、老中の稲葉正往・大久保忠増両名、稲葉は備前信真の刀(二五枚)と則重の脇差(五枚)、大久保は信国の刀(二五枚)と基光の脇差(五〇貫〓二枚五両)を奉じた。他の五名の老中は、同額の刀(二五枚)と延寿国綱の脇差(一〇枚)、小笠原長重は宝寿の刀(五枚)と延寿国綱の脇差(一〇枚)、本多正永は左吉貞の刀(五枚)と来国光の脇差(一〇枚)を献上した。稲葉・大久保両名が、若干高めの二〇枚・一七枚五両の刀剣を献じたのは、領知高が一〇万石を越えていた(二〇万三〇〇〇石と二万三二九石余)からであろう。両名は、老中を務めていなくても、一五枚以上の刀剣を奉ずる必要があった。したがって、一〇万石未満の老中より高めの刀剣を献上したものと思われる。

側用人で刀剣を献じたのは、柳沢を除けば、綱吉付きの松平輝貞・松平忠周と家宣付きの間部詮房の三名である。輝貞は守家の刀(一〇枚)と新藤五国光の脇差(六枚)、忠周は備前政光の刀(五枚)と延寿の脇差(一〇枚)、詮房は重真の脇差(一〇枚)を奉じた。輝貞は一六枚、忠周は一五枚、詮房は一〇枚、という違いがある。前者二名と後者一名の差が大きい。これは、前者は將軍付きで官位は侍従、後者は世子付きで官位は四品(従四位下)という格の相違によるものと思われる。輝貞と忠周の一枚の差は、在職年数(二三年間と二年間)の相違によるものであろうか。

若年寄は、同額の七枚の刀剣を献上した。すなわち、久世重之は信国、加藤明英は延寿、稲垣重富は来国光、永井直敬は備中吉次、大久保教重は備前守家、の脇差である。西丸側用人の間部詮房との差は、三枚である。これは、若年寄が格下の諸大夫(従五位下)であったためと思われる。

こうして、七七名に及ぶ人物が、家千代の七夜祝儀のとき、一三三腰の刀剣を献上した(他に本阿弥家一腰)。その内、代付け三〇枚以上の高額の刀剣を奉じた人物を表4に示した。すでに指摘した、松平直常・柳沢吉保を除

表4 代付け30枚以上の刀劍の献上者(宝永4年)

番号	氏名	領知高	城地	献上刀劍			
				形状	刀劍銘	代付け	計
①	尾張吉通	61万9000石	尾張名古屋	刀	三条吉家	50枚	100枚
				脇差	来国次	〃	
②	紀伊吉宗	55万5000石	紀伊和歌山	刀	新藤五国光	50枚	100枚
				脇差	来国俊	〃	
③	水戸綱条	35万石	常陸水戸	刀	一文字	20枚	55枚
				脇差	来国光	35枚	
④	水戸吉孚	水戸家世子		刀	備前光忠	700貫	35枚
⑤	前田綱紀	102万2700石	加賀金沢	刀	備前友成	700貫	70枚
				脇差	来倫国	〃	
⑥	島津吉貴	77万800石	薩摩鹿児島	刀	備前長光	30枚	50枚
				脇差	左文字	20枚	
⑦	伊達吉村	62万石	陸奥仙台	刀	備前吉房	500貫	50枚
				脇差	来国俊	〃	
⑧	細川綱利	54万5000石	肥後熊本	刀	来国光	50枚	50枚
⑨	黒田綱政	52万石余	筑前福岡	刀	備前高包	30枚	50枚
				脇差	栗田口国吉	20枚	
⑩	浅野綱長	42万6000石余	安芸広島	刀	来国俊	35枚	50枚
				脇差	安吉	15枚	
⑪	毛利吉広	36万9000石余	長門萩	刀	来国光	30枚	50枚
				脇差	信国	20枚	
⑫	井伊直通	35万石	近江彦根	刀	備前長光	30枚	50枚
				脇差	来国俊	20枚	
⑬	池田吉泰	32万5000石	因幡鳥取	刀	包永	700貫	50枚
				脇差	安吉	15枚	
⑭	藤堂高睦	32万3000石	伊勢安濃津	刀	備前国宗	500貫	50枚
				脇差	栗田口国吉	〃	
⑮	池田綱政	31万5200石	備前岡山	刀	備前国宗	25枚	50枚
				脇差	備前信国	500貫	
⑯	松平直常	6万石	播磨明石	刀	備前政光	20枚	50枚
				脇差	来国俊	30枚	
⑰	柳沢吉保	15万1280石	甲斐府中	刀	備前長光	20枚	35枚
				脇差	備前長義	15枚	

註：表1に同じ。

く一五名は、三〇万石以上の大大名である。ほとんどの者が、刀と脇差の両方を献上している。したがって、一腰で三〇枚以上の刀劍は一六腰となる。なかでも最高額は、尾張吉通・紀伊吉宗・細川綱利が献じた五〇枚の刀劍五腰である。

なお、家千代の父家宣から、刀劍を手づから下賜された者が五名いる。網吉の側用人柳沢吉保には則重の刀(二〇枚)と山内国弘の脇差(同上)、家宣の側用人間部詮房には行光の刀(同上)、老中大久保忠増には青江の刀(同

上)、その世子忠方には元重の刀(二〇枚)、西丸奏者番松平正久には助包の刀(同上)が与えられた。大久保親子に刀劍が下賜されたのは幕目の役と墓目矢取を、松平正久への下賜は篋刀の役を、それぞれ務めたためである。⁶⁾ さらに吉保は、家千代の名を家宣に伝える使者を務めたりしたことにより、延寿・正恒の刀を下賜されている。⁷⁾

つぎに、九代家重長男竹千代の七夜祝儀における刀劍献上について考察し、家千代の場合と比較してみよう。

二 九代家重長男竹千代の七夜祝儀における刀剣献上

(一) 法令にみる献上規定

男子誕生を想定して、元文二年(一七三七)二月に出された法令からみよ
う(なお、男子以外への献上物などは省略した。以下も同じ)。

〔史料3〕『御触書寛保集成』三二五号

(一)

於西丸御七夜御祝儀献上物

六拾万石以上

御出生様え

御産衣 一重

御道具 御大小二にて
三拾枚

二種一荷

貳拾万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小二にて
二拾枚

二種一荷

拾万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小二にて
十枚

二種一荷

六万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小之内一腰
五枚

一種一荷

三万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小之内一腰
三枚

一種

但、五万石以上ハ一種一荷

壹万石以上

御産衣 一重

一種

一御脇差ハ御小脇差たるへく候、御大小共御拵常々献上御道具之通、
尤三所物御紋ニ不及候、

一御産衣貳拾万石以上は御上召唐織御下召羽二重、其以下は御上召縮
子御下召羽二重たるへく候、

一両番頭以上は御肴一種可差上候、

但、万石以上之大番頭ハ高並之通可差上候、

(中略)

(二)

將軍家長男の七夜祝儀における刀劍献上

紀伊中納言殿

尾張中納言殿

御出生様え

御道具 御大小二にて
三拾枚

御拵ハ常々献上御道具之通、三所物は御紋たるへく候、
但、御脇差ハ御小脇差たるへく候、

御産衣 一重

御上召唐織

御下召羽二重

三種二荷

(中略)

水戸 少将殿

(御出生様え)
右同文言

御道具 御大小二にて
二十枚

紀伊 中将殿

御出生様え

御道具 一腰
十枚

御拵ハ常々献上御道具之通、三所物は御紋たるへく候、

御産衣 一重

御上召唐織

御下召羽二重

二種一荷

(中略)

老 中

右京太夫

能登守

御出生様え

御産衣 一重

御道具 御大小二にて
十枚

二種一荷

(中略)

土岐 丹後守

御出生様え

御産衣 一重

御道具 御大小二にて
十枚

二種一荷

(中略)

太田 備中守

御出生様え

御産衣 一重

御道具 御大小之内一腰
三枚

一種一荷

(中略)

若年寄

水野 壹岐守

小出 信濃守

右同断

此度 御誕生之節献上之御産衣、若君様え之支度ニ致し置、若

姫君様ニても、右支度之御産衣其俣ニて可有献上候、二通り之支度

ニは不及候、

右之通、御三家方始万石以上之面々え可被達候、

二月

宝永四年令では、献上する刀剣について、「拾五枚より式拾五枚迄、大小成共一腰成共」のように、刀剣の価値や種類を大名の判断にゆだねる方針がみられたが、元文二年令では、「大小ニて三拾枚」とか「大小之内一腰三枚」のように、指示が具体的になった。そして、献上の対象者を一〇万石以上から三万石以上に拡大する一方、刀剣の代付けの上限は、五〇枚から三〇枚に引き下げている。また、御三家については、宝永四年令では五〇〜一〇〇枚というかなり高額の刀剣を求めていたが、元文二年令では一般大名の上限の三〇枚に抑えている。

具体的にみてみよう。尾張・紀伊両家は三〇枚の「大小」Ⅱ刀と脇差、水戸家は二〇枚の刀と脇差、紀伊家世子は一〇枚の刀・脇差のうち一腰、六〇万石以上は三〇枚の刀と脇差、二〇万石以上は二〇枚の刀と脇差、一〇万石以上は一〇枚の刀と脇差、六万石以上は五枚の刀・脇差のうち一腰、三万石以上は三枚の刀・脇差のうち一腰、である。また、老中の松平

將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

乗邑・松平信祝・本多忠良、老中格の松平輝貞、西丸老中の松平乗賢、京都所司代の土岐頼稔、の六名は一〇枚の刀と脇差、大坂城代の太田資晴、若年寄の本多忠統・西尾忠尚・板倉勝清、西丸若年寄の水野忠定・小出英貞、の六名は三枚の刀・脇差のうち一腰である。

刀と脇差の両方を献することができるといえるのは、一〇万石以上の大名と、老中・京都所司代に限られるようになったといえよう。

なお、産衣は一重に統一され、他に酒樽・肴などを添えて献上するよう定められている。

(二) 献上の実際

法令が発令された三ヵ月後の五月二二日、西丸御殿にて男子が誕生した。生母は、家重の側室於幸である。ついで、同月二八日、竹千代と幼名が付けられ(のちの一〇代家治)、西丸御殿にて七夜祝儀が行われた。同日、將軍吉宗から竹千代に、正宗の刀(三〇〇枚)、堺志津の脇差(二〇〇貫Ⅱ五〇枚)、産衣など、父の家重からは、備前長光の刀(一〇〇枚)、来国光の脇差(三〇〇貫Ⅱ一五〇枚)、信国の守脇差、産衣などが贈られた。また、叔父の徳川宗武・宗尹からは、それぞれ栗田口国綱(または直綱)の刀(一五枚)、備前兼光の刀(同上)が贈与された。そして大名からは、刀剣が産衣などを添えて、竹千代に献上された。⁸⁾

表5は、「元文二巳年五月二八日竹千代様御七夜献上御腰物留」(国立公文書館所蔵「雑載」四)などにより、大名の家柄・領知高と、献上した刀剣の代付けとの関係をみたものである。同表によると、ごく一部を除き、法令で指示されたとおりの代付けの刀剣を献上したことがわかる。すなわ

表5 元文2年5月28日の刀剣献上(1)

代付け	家柄・領知高											計
	尾張・紀伊家	水戸家	紀伊家世子	御三家分家	60万石以上	20万石以上	10万石以上	6万石以上	3万石以上	1・5万石	その他	
30枚	2	1			3							6
20枚						15						15
10枚			1							27*		28
5枚				4				23			1	28
3枚								2	52	1		55
計	2	1	1	4	3	15	27	25	52	1	1	132

註：「元文2巳年5月28日竹千代様御七夜献上御腰物留」（国立公文書館所蔵「雑載」4）、享保20年「武鑑」（『大武鑑』4巻所収、大治社、1935年）、『新訂寛政重修諸家譜』により作成。なお、※印のうち1家は刀・脇差とも5両と記載されているが、5枚の誤りと考えられる。

表6 元文2年5月28日の刀剣献上(2)

代付け	役職				計
	老中	所司代	大坂城代	若年寄	
10枚	5	1			6
3枚			1	5	6
計	5	1	1	5	12

註：表5に同じ。

ち、尾張・紀伊両家は三〇枚の刀と脇差、紀伊家世子は一〇枚の一腰刀）、六〇万石以上の三家は三〇枚の刀と脇差、二〇万石以上の一五家は二〇枚の刀と脇差、一〇万石以上の二七家は一〇枚の刀と脇差、六万石以上の二三家は五枚の刀・脇差のうち一腰、三万石以上の五二家は三枚の刀・脇差のうち一腰、である。法令と異なった代付けの刀剣を献じたのは、三家である。水戸家への指示は、刀と脇差で二〇枚であったが、実際には、刀二〇枚・脇差一〇枚の合わせて三〇枚の刀剣を奉じた。また、六万石以上のうち二家は、規定の五枚より低い三枚の刀剣を献上している。讃岐丸亀の京極家と下総関宿の久世家で、理由は不明である。

伊予西条・美濃高須・陸奥森山・常陸府中の御三家分家の各松平家については、宝永四年令では五〜一〇枚までの刀剣と規定されていたが、元文二年令では指示はみられない。領知高は、西条・高須松平両家は三万石、森山・府中松平両家は二万石である。したがって、領知高からみた規定によれば、前者は三枚の刀・脇差のうち一腰、後者は対象外となる。しかし、今回、四家はそろって、五枚の刀・脇差のうち一腰を献じている。他に、法令には指示が見えない献上者が二名いる。一名は、領知高一万五〇〇〇石でありながら三枚の脇差を奉じた、池田定賢である（ただし、同人は元文元年九月に没している⁹）。もう一名は、表5「その他」の陸奥仙台城主伊達吉村の世子宗村である。五枚の脇差を献上している。

ついで、表6により、役職就任者の刀剣献上をみよう。老中と京都所司代の六名は一〇枚の刀と脇差、大坂城代と若年寄の六名は三枚の刀・脇差のうち一腰を奉じており、いずれも、指示どおりの献上である。

かくして、宝永四年時より二倍近い一四四名に及ぶ人々が、竹千代の七夜祝儀のとき、一九七腰の刀剣を献じた（他に本阿弥家一腰）。表7は、代付け三〇枚以上の刀剣の献上者である。尾張・紀伊・水戸の御三家と六〇万石以上の大大名三家に限られる。いずれも刀と脇差を奉じており、最高額は二〇枚の刀六腰となる。これは、將軍吉宗が享保七年（一七二二）七月に発令した「御三家方御礼被仰上候節之覚」の内の一条「向後御刀被差上候節は、代金式拾枚迄之内にて可被献候事」に合致する¹⁰。宝永四年時の最高額は五〇枚の高価値の刀剣であったが、享保七年七月以降、將軍家に献上される刀剣は、二〇枚までの比較的価値の低いものになったといえよう。

なお、竹千代の七夜祝儀の際も、刀剣を下賜された者が四名いる。世子家重・竹千代への使者を務めた老中本多忠良には、將軍吉宗から延寿國資

の刀(二五枚)が与えられた。墓目の役を務めた老中松平乗邑には左国弘の刀(同上)、その世子で墓目矢取を務めた松平乗佑には青江正恒の刀(二〇枚)、上野厩橋城主で鎧刀の役を務めた酒井忠恭には中島来の刀(二〇枚)が、それぞれ家重から下賜された。⁽¹¹⁾

三 法令にみる刀剣献上のその後の変遷

ここでは、一〇代家治以降の長男七夜祝儀における刀剣献上についてみ

表7 代付け30枚以上の刀剣の献上者(元文2年)

番号	氏名	領知高	城地	献上刀剣			
				形状	刀剣銘	代付け	計
①	尾張宗春	61万9000石	尾張名古屋	刀	備前貞綱	20枚	30枚
				脇差	来国長	10枚	
②	紀伊宗直	55万5000石	紀伊和歌山	刀	守家	20枚	30枚
				脇差	義景	10枚	
③	水戸宗翰	35万石	常陸水戸	刀	延寿国重	20枚	30枚
				脇差	来国俊	10枚	
④	前田吉徳	102万2700石	加賀金沢	刀	延寿	20枚	30枚
				脇差	宝寿	10枚	
⑤	島津継豊	77万800石	薩摩鹿兒島	刀	三原正光	20枚	30枚
				脇差	来国俊	10枚	
⑥	伊達吉村	62万5000石余	陸奥仙台	刀	尻掛則長	20枚	30枚
				脇差	義光	10枚	

註：表5に同じ。

將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

ていこう。

家治の長男は、宝暦一二年(二七六)二月二四日に生まれた竹千代(のちの家基)であるが、彼は家治にとって三番目の子であった。最初の子は宝暦六年七月二日に誕生した千代姫、二番目の子は同一年八月一日生まれの万寿姫である。⁽¹²⁾彼女たちが誕生する際にも、男子出生を想定して、刀剣を含む七夜祝儀献上物についての法令が出されている。しかし、生まれのちの刀剣献上は行われていない。

千代姫誕生のときの法令は、宝暦六年五月に発令された。⁽¹³⁾これによると、六〇万石以上は三〇枚の刀と脇差、二〇万石以上は二〇枚の刀と脇差、一〇万石以上は一〇枚の刀と脇差、六万石以上は三枚の刀・脇差のうち一腰、を献上することを命じている。元文二年令と比べてみると、対象者が三万石以上から六万石以上に引き上げた点が異なる。また、万寿姫誕生の際の法令は、宝暦一一年四月に出された。⁽¹⁴⁾これは、翌宝暦一二年七月に発令された竹千代(家基)誕生のときの法令と同内容であるので、その法令を揭示したい。

〔史料4〕『御触書天明集成』一八九号

御誕生御七夜御祝儀献上物

六拾万石以上

〔御出生様え〕

御産衣 二重

御道具 御大小二て
五拾枚

二種二荷

式拾万石以上

御産衣 二重

御道具 御大小^二にて
三拾枚

二種二荷

拾万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小^二にて
拾五枚

二種二荷

六万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小之内^一腰
七枚

二種一荷

三万石以上

御産衣 「一重」

御道具 御大小之内^一腰
五枚

一種一荷

但、五万石以上は二種一荷

老万石以上

御産衣 一重

一種一荷

一御脇差は御小脇差たるへく候、御大小共御拵は常之献上御道具之

通、尤三所物御紋二不及候、

(以下略)

家基誕生の際は、元文二年令と比較すると、刀劍の代付けがいずれも増額されている。すなわち、六〇万石以上は二〇枚増の五〇枚、二〇万石以上は一〇枚増の三〇枚、一〇万石以上は五枚増の一五枚、六万石以上は二枚増の七枚、三万石以上も二枚増の五枚、である。したがって、今回は、享保七年発令の献上刀劍は一腰二〇枚まで、という法令は適用されないことになる。実際、宝暦一二年の「江戸幕府日記」(国立公文書館所蔵)の一月一日条によると、尾張・紀伊両家及び加賀の前田家は、いずれも三〇枚の刀と二〇枚の脇差を献じている。享保七年令が、守られなかった理由は不明である。

ついで、一一代家斉の長男七夜祝儀における献上物についてみよう。家斉の長男は、寛政四年(一七九二)七月一日に生まれた竹千代であるが、彼も家斉の三番目の子であった。最初の子は寛政元年三月二五日に誕生した淑姫、二番目の子も同二年一〇月一日生まれの女子である。¹⁵⁾『御触書天保集成』によると、両名の場合は、誕生前に七夜祝儀献上物についての法令は発令されていない。これは、天明七年(一七八七)の松平定信政権成立以降寛政六年(一七九四)までの八年間、幕府が儉約令を出していたため、¹⁶⁾大名・幕臣にも献上物を求めなかったからと思われる。実際、「文恭院殿御実紀」寛政元年四月二日条の淑姫七夜祝儀の記事には、献上物についての記載は見られない(なお、二番目出生の女子は、翌日に没している。¹⁷⁾。ただし、三番目の子である竹千代の場合は、寛政四年四月、「此度 御誕生御用等被 仰出候付、御七夜献上之品、此度は御旧格をも御穿鑿之上、可被 仰出候」との触¹⁸⁾が出されたうえで、翌五月、七夜祝儀献上物についての法

令が発令された。

〔史料5〕『御触書天保集成』二二八九号

大目付え

御誕生御七夜御祝儀献上物

御出生様え

三拾万石以上

御産衣代銀三拾枚

二種千疋

拾万石以上

御産衣代銀二十枚

一種千疋

五万石以上

御産衣代銀十枚

一種五百疋

三万石以上

御産衣代銀五枚

一種三百疋

壹万石以上

御産衣代銀五枚

一種

(以下略)

みられるとおり、今回は産衣代などの献上を命じており、慣例となっていた「道具」Ⅱ刀剣は献上物に含まれていない。ただし、この法令の最後に、「御道具は 御宮参之節献上之筈ニ候、尤代料等之儀は其節可相達

將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上

候」との箇条が見えるので、竹千代の宮参のとき献上させるつもりであったようである。結局、竹千代は宮参が行われる前の寛政五年六月二四日に没したため、刀剣献上に関する法令は出されていない。

つぎに、一二代家慶の長男七夜祝儀における献上物についてみよう。家慶の長男は、文化一〇年(一八一三)一〇月晦日生まれの竹千代(ただし、翌一年八月二六日没)¹⁹⁾、生母は、簾中の有栖川樂宮喬子である。誕生二ヵ月前の同年八月に、七夜祝儀献上物についての法令が発令された。

〔史料6〕『御触書天保集成』四〇九号

大目付え

御簾中様御安産御七夜御祝儀献上物

御出生様え

六拾万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小二疋 三拾枚

二種千疋

二種千疋

式拾万石以上

御産衣 一重

御道具 御大小二疋 式拾枚

二種千疋

二種千疋

拾万石以上

御産衣 一重

御道具	御大小二て 拾一枚	
二種千疋		六万石以上
御産衣	一重	
御道具	御大小之内一腰 五枚	
一種千疋		三万石以上
御産衣	一重	
御道具	御大小之内一腰 三枚	
一種		壹万石以上
但、五万石以上は一種千疋		

御産衣 一重
一種
(以下略)

家慶の長男竹千代に対する献上物は、家重の長男竹千代(のちの家治)のときの元文二年令をほぼ踏襲している。すなわち、六〇万石以上は三〇枚の刀と脇差、二〇万石以上は二〇枚の刀と脇差、一〇万石以上は一〇枚の刀と脇差、六万石以上は五枚の刀・脇差のうち一腰、三万石以上は三枚の刀・脇差のうち一腰、である。産衣も、一重ずつで同じである。異なるのは、酒樽の「一荷」が「千疋」になった点である。

実際の献上は、同年一月六日の七夜祝儀の際に行われた。各大名家は、西丸御殿に使者を派遣して、指示どおりの品物を納めた。対応したのは、奏者番の松平康任とその家来である。御三家使者については躑躅之間、加賀の前田家使者については檜之間にて、松平本人が、その他の大名家使者については、玄関奥の殿上之間次之間において、松平の家来が対面した⁽²⁰⁾。また、將軍家齊から竹千代に、正宗の刀(三〇〇枚)と堺志津の脇差(二〇〇〇貫)、父の家慶から同じく、長光の刀(二〇〇枚)と来国光の脇差(三〇〇〇貫)が贈られているが、この四腰は、元文二年のとき、吉宗・家重から家治に贈与された刀劍と同じ品物である。この点からも、文化一〇年の七夜祝儀は、元文二年のそれを継承していることがうかがえる。

なお、一三代家定・一四代家茂には子供がいなかったため、七夜祝儀の際の刀劍献上は行われていない。

おわりに

大名家から將軍家への刀劍献上には、二つの時機がある。一つは大名家が自主的に行う献上であり、これは大名家の代替わりに行われていたが、八代吉宗が享保七年(七三三)に、特定の大名家を除き⁽²¹⁾、停止した。一方、幕府が多く的大名家に命じて刀劍を献上させる儀式の主なもの、將軍の代替わりと男子誕生のときである。しかし、將軍家相統のときの献上は九代家重以降、將軍宣下のときの献上は六代家宣以降、木製の作り太刀を献上することになり、形式化された。

これに対し、男子、とくに長男が生まれた際には、幕府は価値の高い刀劍の献上を命じた。しかも、儀式用の価値の低い太刀ではなく、実用的な

刀・脇差を献上させた。五代綱吉のときは一〇万石以上の大名に刀剣献上を求めていたが、吉宗のときにはより多くの三万石以上に拡大し、約二〇〇腰の刀剣が献上された。以降は、変化があったものの、最終的には、これが長男誕生の際の刀剣献上の規範となった。

このように、刀剣献上という視点からみれば、慣例・形式化していく將軍の代替わりよりも、跡継ぎが誕生することこそが、將軍家にとって重大事であり、大名家ともども祝うべき慶事であったといえよう。

註

(1) 野田ゆりえ「近世における將軍家と大名家間の刀剣贈答」(『聖心女子大学大学院論集』三九卷一号(通卷五二号)、二〇一七年)。深井雅海「刀剣と格付け―徳川將軍家と名工たち」(吉川弘文館、二〇一八年)。

(2) 『徳川実紀』五篇、三六四―三六五頁。『同上』七篇、一九―二〇頁、二八六―二八七頁。『同上』八篇、一六―一八頁。『御触書寛保集成』二四二・二六五・二六六号。『江戸幕府日記』(国立公文書館所蔵)延宝八年七月二一・二二日条、宝永六年四月二・三日条。『年録』(国立国会図書館所蔵)正徳二年二月一八日条、享保元年六月二六・二七日条。代付けは、紀伊中納言・七枚五両、尾張中納言・一五〇貫のように、金と貫で示されているが、両家は同格のため、金一枚二〇貫で計算した。以下も同じ。なお、四代家綱以前の代替わり御礼の際の真の太刀の献上については、不明である。また、「柳營日録」(国立公文書館所蔵)の延享二年九月一六日条によると、「御代替御礼之寛」の中に、「前々真御太刀献上之面々、此度者 上様江作り御太刀(中略)可有献上旨相達置候」と記されているので、九代家重以降、代替わり御礼のときの真の太刀の献上は行われなくなったものと推測される。將軍宣下の際の刀剣献上も、宝永六年四月に発令された法令(『御触書寛保集成』一三四号)の中に、「先日(四月二・三日)の代替わり御礼のとき)真御太刀献上之面々も、此度は作り太刀可被差上事」とあるので、六代家宣以降、真の太刀の献上は行われなくなったものと思われる。

(3) 『御触書寛保集成』二二一号。なお、「家綱公御誕生記」によると、家光の長男竹千代(のちの家綱)の七夜祝儀の際、幕府は、三万石以上・六万石以上・一〇万石以上・二〇万石以上・三〇万石以上に分けて、「腰物(刀)か脇差いづれかの献上を命じているが、それぞれの代付けは不明である(『古事類苑』礼式部一、四三八―四三九頁、古事類苑刊行会、一九二七年)。

(4) 『御触書寛保集成』によると、慶安元年の鶴松への刀剣献上以降、將軍の子息出生時の刀剣献上を命ずる法令がみられるのは、六代家宣の長男家千代、ついで、九代家重の長男竹千代の七夜祝儀のときである。その他の將軍の子息、すなわち、六代家宣の二男大五郎・三男鍋松(のちの七代家継)、八代吉宗の三男源三・四男小五郎(のちの一橋宗尹)の七夜祝儀の際の刀剣献上はみられないので、長男誕生のときに限って刀剣献上が行われるようになったものと思われる。なお、吉宗の長男長福(のちの九代家重)と二男小五郎(のちの田安宗武)は、吉宗が紀州藩主時代の出生である。

(5) 『徳川実紀』六篇、六五九―六六四頁、六七二頁。『徳川諸家系譜』(続群書類完成会、一九七九年)一卷、五五―五六頁。

(6) 『新訂寛政重修諸家譜』二二巻、三八五頁。『同上』四巻、三九七頁。

(7) 『同右』三巻、二五五頁。

(8) 『徳川実紀』八篇、七五三―七五七頁。

(9) 『新訂寛政重修諸家譜』五巻、六二頁。

(10) 『御触書寛保集成』一八三号。

(11) 『元文二巳年五月二八日竹千代様御七夜献上御腰物留』、『新訂寛政重修諸家譜』二二巻、一一三頁。『同上』一卷、六〇・六一頁。『同上』二巻、一一頁。

(12) 『徳川諸家系譜』一卷、六八頁。

(13) 『御触書宝暦集成』二二八号。

(14) 『御触書天明集成』一四八号。

(15) 『徳川諸家系譜』一卷、八〇―八二頁。

(16) 『御触書天保集成』五八九五号。

(17) 『続徳川実紀』一篇、九二・一三三頁。

(18) 『御触書天保集成』二八五号。

- (19) 『徳川諸家系譜』一巻、一〇八頁。
- (20) 「年録」(国立公文書館所蔵)文化一〇年一月六日条。
- (21) 同右。
- (22) 天保期頃の状況を示すとされる「礼献式」によると、家督御礼の際に刀を献上できる大名は、尾張・紀伊・水戸の御三家、近江彦根井伊・陸奥会津松平・讃

岐高松松平の「常溜」三家、島津家を除く国持一七家の他、伊予宇和島伊達家、対馬府中宗家、陸奥盛岡南部家、美作津山松平家、の合わせて二七家である。なお、薩摩鹿兒島島津家は、刀の代わりに鷹を献じている(松尾美恵子監修『学習院大学図書館所蔵丹鶴城旧蔵幕府史料』一一・一二巻、ゆまに書房、二〇〇八年)。